

# 市がよい広報

平成18年  
5/15

市民と行政を結ぶ広報紙

No.21 2006.MAY

平成18年5月15日発行/伊賀市役所 〒518-8501 三重県伊賀市上野丸之内116番地  
編集/企画振興部広報課 Tel.0595-22-9636 伊賀市ホームページ http://www.city.iga.lg.jp/

## 休日窓口

開設日	時間	場所
5月20日(土)	午前10時 ～午後4時	アピタ伊賀上野店
5月27日(土)		アピタ名張店
5月28日(日)		

(業務内容)  
【市税】 市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税についての納付と納税相談  
【県税】 自動車税についての納付と納税相談  
※市税・県税ともに、納付の際は、必ずお送りした納税通知書を窓口までお持ちください。



市民サービスの一環として伊賀市と三重県の休日窓口と夜間窓口を開設しますので、ご利用ください。

## 納税の休日窓口と夜間窓口を開設します

## 夜間窓口

場所	本庁税務課 および各支所納税窓口 (午後8時まで)	三重県伊賀県税事務所 (三重県伊賀庁舎内) (午後8時まで)
開設期間	5月24日(水)～31日(水) (土・日曜日は除く)	5月29日(月)～31日(水)
業務内容	市・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税についての納付と納税相談	自動車税についての納付と納税相談

【問い合わせ】  
本庁税務課収納係  
☎22・9612  
三重県伊賀県税事務所  
納税課 ☎24・8020

平成18年4月1日から児童手当の支給対象年齢を、これまでの小学校3年生までから小学校6年生までに拡大し、さらに所得制限額も引き上げとなりました。

◆申請書類  
・印鑑、健康保険証の写し(国民年金に加入されている方は不要)、振込先の口座がわかるもの(郵便局以外で請求者の名義に限ります)、児童手当所得証明書(平成17年1月1日以降に市に転入された方のみ必要)

対象者	受給状況	必要な手続き
小学校5～6年生の保護者	児童手当を受けている方	児童手当額改定請求書
	児童手当を受けていない方	児童手当認定請求書
小学校4年生の保護者	3月まで児童手当を受けていた方	手続きは必要ありません
	所得制限で児童手当を受けていない方	児童手当認定請求書
小学校3年生以下の保護者	児童手当を受けている方	手続きは必要ありません
	所得制限で児童手当を受けていない方	児童手当認定請求書

### 所得制限限度額表

扶養人数	自営業者など 国民年金加入者	会社員など 厚生年金加入者
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

◆児童手当額改定請求書  
・印鑑  
【提出期限】  
9月29日(金)まで  
※この期限までに提出いただくと平成18年4月分までさかのぼって手当を受給できます。  
【申請書設置場所・提出先】  
本庁少子化対策課  
各支所健康福祉課  
【問い合わせ】  
本庁少子化対策課  
☎22・9654



## 児童手当の改定について